

関係事業主 各位

一般社団法人 松本労働基準協会

粉じん作業特別教育

【開催のご案内】

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、事業者は、常時特定粉じん作業^注に係る業務に労働者を就かせるときは、特別の教育を行わなければならないとされています。（労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条）

当協会では事業者に代わって、特別教育を下記の通り実施いたします。

この機会に当該業務に従事される方にご受講いただきますようご案内申し上げます。

^注 特定粉じん作業とは、粉じんの発生源が「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます。（別表参照）

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員

※9時55分からオリエンテーションを行います。

開催日時	令和7年12月5日（金）			9時40分受付開始・10時開講
会場	松本安全衛生センター（松本市神林7107-55）			
締切日	11月20日（木）	定員	70名	定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

2. 申込先 一般社団法人 松本労働基準協会（松本市大字島内3427-51）

TEL：0263-40-3600 FAX：0263-48-1388

3. 受講料 労働基準協会 会員事業場在籍者 8,800円（本体8,000円 消費税10% 800円） 上記以外の受講者（会員外） 12,100円（本体11,000円 消費税10% 1,100円）

4. テキスト代 粉じんによる疾病の防止（中災防） 880円（本体800円 消費税10% 80円）

5. 修了証 所定の時間を受講した方に対し修了証を交付いたします。

6. 受講上の留意事項

- (1) 受講票、筆記用具を必ずご持参ください。（昼食は各自ご用意ください）
- (2) 申込み後の取消しは【11月26日】までとし、その後の取消しおよび欠席者には原則テキストのみお渡しし、受講料はお返しできませんので予めご了承ください。なお【11月26日】以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には、修了証を後日郵送いたします。（郵送代460円をご負担いただきます。）

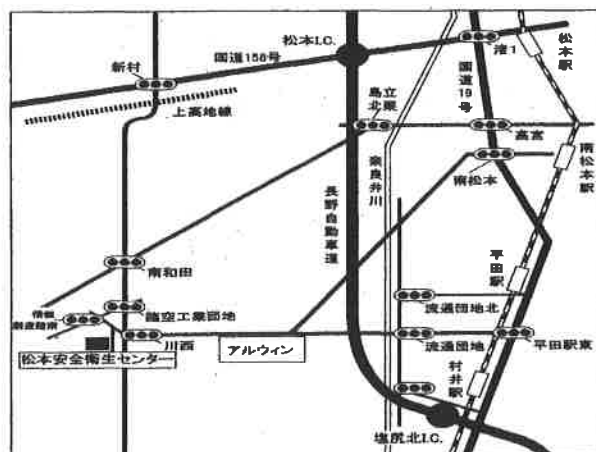
7. 講習科目・時間・講師

講 習 科 目	時 間	講 師
オリエンテーション	9:55～	
粉じんに係る疾病及び健康管理	10:00～11:00	労働衛生コンサルタント 杉崎 勝明氏
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	11:00～12:00	
作業場の管理	13:00～14:00	
呼吸用保護具の使用の方法	14:00～15:00	
関係法令	15:00～16:00	
修了テスト	16:00～16:30	
修了式	16:30 (予定)	

※都合により、カリキュラムおよび講師が変更することもあります。

お昼休憩は12:00～13:00となります。

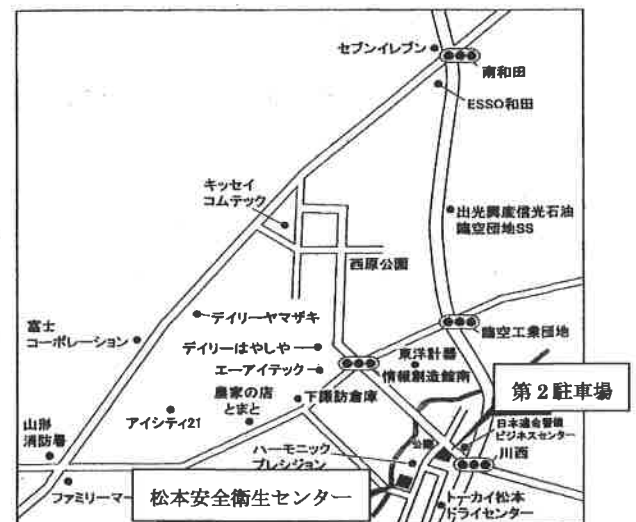
～ 会 場 案 内 図 ～



所在地：松本市大字神林字小坂道7107-55
(松本臨空工業団地)

交 通：

松本インターより8km、塩尻北インターより7km
タクシー：JR松本駅より約25分、平田駅より約20分
アルピコ交通バス
：臨空工業団地入口下車 徒歩20分



第1駐車場が満車の場合は第2駐車場へ駐車して下さい。

令和 7 年 12 月 5 日 会場：松本安全衛生センター

粉じん作業特別教育 受講申込書

※誤字のないよう、楷書にて記載をお願いいたします。受講申込書に誤りがある場合には修了証の再送付代として郵送料金（¥460-）をご負担いただきますので、予めご了承ください。

フリガナ		※協会名	※受講 No.
氏 名		松本	
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生		
現 住 所	〒 —		
労働基準協会会員関係（該当を○で囲んでください）		会員 ・ 会員外	
※講習会当日の緊急連絡先（携帯番号など）をご記入ください		— —	
上記の通り申し込みます。 令和 年 月 日 〒 —			
事業場所在地		申込担当者所属	
事業場名		申込担当者氏名	
事業主職氏名		TEL : ()	
		FAX : ()	

※ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法に基づく講習会等の実施・修了証交付目的以外には使用せず、当協会が責任をもって管理致します。

受講者氏名を記入し、切り取らないでください。

粉じん作業特別教育 受講票

※9 時 55 分からオリエンテーションを行います。

協会名	受講No.	受講者氏名	講習月日	令和 7 年 12 月 5 日
松本			講習場所	松本安全衛生センター (松本市神林 7107-55)

※9 時 40 分より受付開始いたします。

※当日遅れる場合は、(一社) 松本労働基準協会 (TEL : 0263-40-3600) へご一報ください。

受付印

< 別表 >

特定粉じん作業とは、粉じんの発生源が次のような「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます。(粉じん障害防止規則第2条第1項第3号、同規則 別表第2)

1. 坑内において、土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という）を動力により掘削する箇所
2. 坑内の鉱物等を動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
3. 坑内の鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
4. 坑内の鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
5. 屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
6. 屋内の、研磨剤の吹き付けにより研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
7. 屋内の、研磨剤を用いて動力（手持式又は可搬式によるものを除く。）により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所
8. 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
9. 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
10. 屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
11. ガラス若しくはほうろうを製造する工程、陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、原料を混合する箇所
12. 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所
13. 陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨剤を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げる箇所
14. 砂型を用い鋳物を製造する工程において、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く。)により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所
15. 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所